

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則
(抜粋)

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則
(抜粋)

本則

(障害児相談支援の利用手続)

第4条の3 略

2 略

3 法第6条の2の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助を利用する障害児の保護者は、通所受給者証の内容に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(肢体不自由児通所医療に要した費用の納付)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の28第3項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が肢体不自由児通所医療に要した費用を肢体不自由児通所医療費として支払うこととなった場合は、知事は、法第21条の5の29において読み替えて準用する法第19条の20第1項の規定により当該肢体不自由児通所医療費を当該市町村に対して請求するものとする。

3 略

本則

(障害児相談支援の利用手続)

第4条の3 略

2 略

3 法第6条の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助を利用する障害児の保護者は、通所受給者証の内容に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(肢体不自由児通所医療に要した費用の納付)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の28第3項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が肢体不自由児通所医療に要した費用を肢体不自由児通所医療費として支払うこととなった場合は、知事は、法第21条の5の29において読み替えて準用する法第21条の3第1項の規定により当該肢体不自由児通所医療費を当該市町村に対して請求するものとする。

3 略